

多極分散型国土形成促進法における業務核都市制度の概要

1. 制度上の基本概念

(1) 業務核都市

東京圏の東京都区部以外の地域においてその周辺の相当程度広範囲の地域（自立都市圏）の中核となるべき都市の区域。業務核都市の区域は、業務核都市ごとに策定される業務核都市基本構想において定められる。

なお、多極法第 22 条第 4 項では、業務核都市基本方針について国土形成計画、首都圏整備計画等の計画との調和が保たれなければならないと規定しており、また、首都圏整備計画では業務核都市について以下のとおり定めている。

○業務核都市（東京都市圏の広域連携拠点）〔首都圏整備計画〕

東京都市圏	広域連携拠点の名称	主務大臣同意済みの 業務核都市基本構想の名称
西 部	横浜・川崎広域連携拠点	横浜業務核都市基本構想
		川崎業務核都市基本構想
	厚木広域連携拠点	厚木業務核都市基本構想
	町田・相模原広域連携拠点	町田・相模原業務核都市基本構想
	八王子・立川・多摩広域連携拠点	八王子・立川・多摩業務核都市基本構想
	青梅広域連携拠点	
北 部	川越広域連携拠点	
	熊谷広域連携拠点	熊谷・深谷業務核都市基本構想
	浦和・大宮広域連携拠点	埼玉中枢都市圏業務核都市基本構想
	春日部・越谷広域連携拠点	春日部・越谷業務核都市基本構想
	柏広域連携拠点	
	土浦・つくば・牛久広域連携拠点	土浦・つくば・牛久業務核都市基本構想
東 部	成田広域連携拠点	成田・千葉ニュータウン業務核都市基本構想
	千葉広域連携拠点	千葉業務核都市基本構想
	木更津広域連携拠点	木更津業務核都市基本構想

※平成 19 年 11 月 30 日現在

(2) 業務施設集積地区

業務核都市の区域のうち業務施設を特に集積させることが適当と認められる地区。業務施設集積地区においては同地区を整備する上で中核となる施設の整備等が促進される。

(3) 中核的施設

多極法政令で定める業務施設集積地区を整備する上で中核となる施設（以下 11 種類の施設）。

○研究施設

○情報処理施設

○電気通信施設又は放送施設（有線テレビジョン放送施設を含む。）

○展示施設又は見本市場施設

- 研修施設又は会議場施設
- 交通施設（道路及び飛行場にあつては、民間事業者が設置及び運営するものに限る。）〔例：鉄軌道、飛行場、ターミナル、駐車場等〕
- 事業場として相当数の企業等に利用させるための施設であつて、当該企業等の業務の円滑な実施を図るため、情報処理又は電気通信を高度に行うための機能並びに建築設備の制御及び作動状態の監視を高度に行うための機能を有するもの
〔例：インテリジェントビル〕
- 流通業務施設
〔例：トラックターミナル、卸売市場、倉庫、荷さばき場等〕
- 教養文化施設
〔例：図書館、博物館、美術館、劇場、コンサートホール、映画館、資料館、体験学習施設等〕
- スポーツ又はレクリエーション施設
〔例：運動場、水泳場、トレーニングセンター等〕
- 前号各号に該当しない施設であつて、スポーツ、音楽、展示等の用に供するための多様な機能を有するもの
〔例：多目的ホール、多目的ドーム、多目的コロシウム、多目的広場等〕

（４）東京圏の範囲

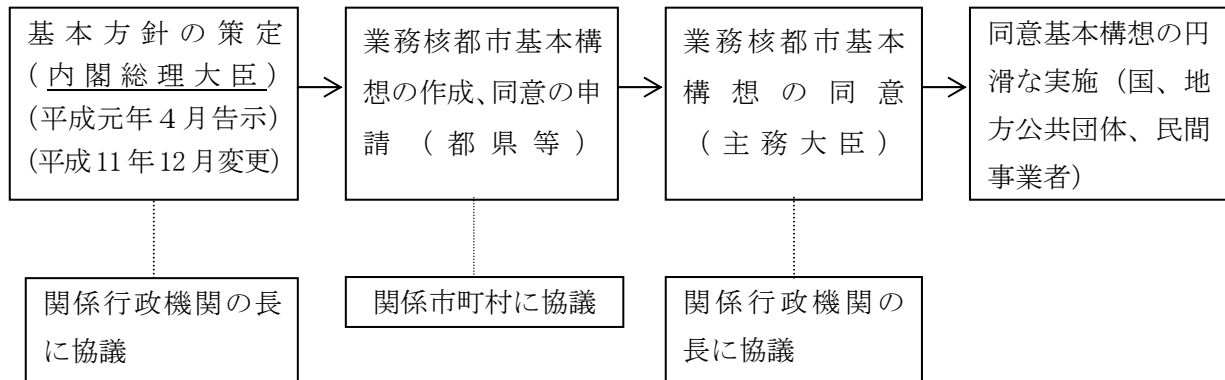
東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県及び茨城県の区域のうち、東京都区部及びこれと社会的経済的に一体である地域（具体的には、首都圏整備法に規定する既成市街地及び近郊整備地帯並びに都市開発区域のうち土浦・阿見地区、筑波地区及び熊谷・深谷地区）。

（５）主務大臣

地域振興の観点から全般的に本制度を所管すべき大臣	中核的民間施設に係る事項を所管する観点からの主務大臣
国土交通大臣 総務大臣 経済産業大臣	多極法政令に規定する施設ごとに国土交通省令（平成４年 11 月 25 日国土交通省令第 51 号）で定める細分に係る施設の設置及び運営に関する行政を所管する大臣

２．業務核都市整備の手続

- ① 国土交通大臣が、事務所、営業所等の業務施設を集積させることにより、その整備を図るための業務核都市基本方針を策定する。（平成元年４月告示）
- ② 都県又は政令指定都市は、業務核都市基本方針に基づき「業務核都市基本構想」を作成し、主務大臣に対して基本構想の同意申請を行う。
- ③ 主務大臣は、関係行政機関の長に協議した後、業務核都市基本構想に同意する。
- ④ 主務大臣、関係行政機関の長、関係地方公共団体及び関係事業者は、同意された業務核都市基本構想の円滑な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力する。



注) 下線は決定及び変更時(カッコ内の年月)の策定者であり、現在は国土交通大臣。

3. 支援措置

(1) 資金の確保(中核的民間施設が対象)(法第26条で法第15条を準用)

① 日本政策投資銀行による出資(昭和60年度創設)

日本政策投資銀行による第三セクター等が行う中核的民間施設整備事業に対する出資

② 日本政策投資銀行による低利融資(昭和60年度創設)

日本政策投資銀行による第三セクター等が行う中核的民間施設整備事業に対する融資

a. 金利等

融資比率; 30%以内

金 利; 政策金利 I

期 間; 20年以内(据置3年以内)

※日本政策投資銀行は平成20年10月より民営化

(2) 地方債の特例等(法第26条で法第18条を準用)

多極法第26条に基づく事業(公設民営の中核的施設の整備事業等)が一般単独事業債の対象